

社会福祉法人埼玉県共済会評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人埼玉県共済会（以下「法人」という。）の定款第8条、第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれるものをいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (4) 非常勤役員とは、前号に定める常勤役員以外の役員をいい、職員の身分を有する役員を含む。
- (5) 報酬とは、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、法人の経理の状況その他の事情を考慮して不当に高額なものとならないような支給の基準に基づき、評議員会の承認を受けた報酬及び賞与、その他法人と委任関係にある評議員及び役員の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費、常勤役員の通勤交通費の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(評議員への報酬の支給)

第3条 法人は、評議員に職務執行の対価として、別表1により報酬を支給することができる。報酬の総額は定款に定める金額の範囲とする。

(常勤役員への報酬の支給)

第4条 法人は、常勤役員に職務執行の対価として、別表2で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

2 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しない場合は、その月分の報酬は支給しない。

3 常勤役員のうち、当法人の職員を兼ねている者には、別表3で定める金額の範囲内で役員報酬と職員給与を合算して支給することができる。

(非常勤役員への報酬の支給)

第5条 法人は、非常勤役員に職務執行の対価として、別表1により報酬を支給することができる。

2 非常勤役員で職員の身分を有する者には報酬は支給しない。

(監事への報酬の支給)

第6条 法人は、監事に業務執行の対価として別表1により報酬を支給することができる。

2 監事が同日に2以上の監事業務を行った場合であっても、報酬日額を支給する。

(賞与)

第7条 常勤役員で、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に

それぞれ在職する者に賞与を支給する。これらの基準日前の1か月以内に退任、解任、失職又は死亡した者についても同様とする。

- 2 前項に基づき支給する賞与の額は、次条に定める報酬の総額の範囲内で支給することができる。

(報酬の総額)

第8条 定款第21条に規定する全理事及び全監事に対して支給することができる報酬の総額は、別表4のとおりとする。

(報酬の決定基準)

第9条 常勤役員の報酬額は、別表4に示す総額の範囲内において、別表2に基づき、その職務、資格等を勘案して決定するものとする。

(費用弁償)

第10条 評議員及び役員が法人業務のため出張する場合は、旅費を支給することができる。

- 2 評議員及び役員の出張に係る旅費の支払いについては、社会福祉法人埼玉県共済会旅費規則の例による。

- 3 評議員及び役員に報酬を支払った場合は、当該日の費用弁償は別途支給しない。

(報酬等の支給方法)

第11条 常勤役員に対する報酬等の支給方法は、職員給与規則の例による。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、当該会議の出席等、その都度支給する。

- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき税金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第12条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第13条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる端数処理を行う。

(公表)

第14条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2の第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、令和7年7月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

- 2 この規程の施行に伴い、社会福祉法人埼玉県共済会役員等報酬規程（平成29年4月1日施行）は 廃止する。

別表 1（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

役員等の報酬日額

区 分		職 務	報酬日額
評 議 員		評議員会への出席	10,000 円
		尚和園の行事への出席	支給しない
非常勤役員	理 事	理事会への出席	10,000 円
		経営会議への出席	5,000 円
		尚和園の行事への出席	支給しない
	監 事	監事監査への出席	15,000 円
		理事会等会議への出席	10,000 円
		尚和園の行事への出席	支給しない

別表 2（第 4 条、第 9 条関係）

常勤役員の報酬月額

区 分	報酬月額（上限）
理 事 長	500,000 円
業務執行理事	450,000 円

別表 3（第 4 条関係）

職員を兼ねている常勤役員の報酬月額（報酬と給与の合計額）

区 分	月次報酬等合算上限額
理 事 長	600,000 円
業務執行理事	550,000 円

別表 4（第 8 条、第 9 条関係）

役員に対して支給することができる報酬の総額

区 分	報酬等総額（年額）
全 理 事	17,000,000 円
全 監 事	500,000 円